

MOWCAP地域登録プロセス（抜粋）

以下は、「MOWCAP地域登録審査ガイドライン」（以下、「地域登録ガイドライン」）に記載される選考基準（「D. 受領可能性審査」から「J. 保護と管理」）及び形式要件（「K. 申請書の提出の形式」）の日本語訳を抜粋したものである。

本資料は「地域登録ガイドライン」からの抜粋の仮訳であり、必ず原文をあわせて参照のこと。

D. 受領可能性審査

以下のリストは、MOWCAP登録小委員会が、審査に付さないと思なす場合がある記録物である。

1. 現代の政治的指導者や政党に関する記録物：通常は、これらの記録物はそれぞれの「世界の記憶」ナショナル・コミッティの決定に沿って、国内登録がふさわしいと思われるものであるが、公平性及び客観性の必要性—そしてそう見なされる必要性—から、全ての「世界の記憶」コミッティが運用する現在の政治的状況にそぐわないものである。「世界の記憶」登録制度は政治的な党派心にかかる、いかなる非難も避けるべきである。
2. 国の憲法や類似の記録物：これらは当該案件の影響が通常は国内に限定されるものであるため「世界の記憶」国内登録にふさわしい候補案件とし得るものである。ただし、例えば他の国の憲法のモデルや、普遍的に享受された原則となったものの先駆的な存在であるなど、アジア太平洋地域や各準地域において幅広い地理的影響が明白であるものは例外となる場合がある。
3. 機関が所蔵する全ての記録の申請：コレクションや資料群、またコレクションや資料群の集合の申請は歓迎するが、ある機関が所蔵する全ての所蔵資料を申請しても、認められない可能性が高い。ただし、機関内で保管される記録の内容が全体として合致しており、重要性や統一性、一貫性がある場合であれば、その限りではない。・激しく損傷した記録で、当該記録の内容や特性が損なわれ、修復の余地がないもの。
4. 激しく損傷した記録で、当該記録の内容や特性が損なわれ、修復の余地がないもの。
5. 曖昧な記述の申請や、〔明確な開始日及び終了日がないような〕完結していない申請は受け付けない。
6. 国連憲章及びユネスコ憲章の目的や原則に反する問題や考え方を助長する記録、人権の否定やヘイトスピーチ、人種差別、偏見を助長するような記録。

E. 登録にあたっての選考基準

一貫した基準を用いることで、正確な分析が可能となり、それぞれの記録物やコレクションの独自の特性や意義を明らかにすることができる。評価の際には全ての基準が考慮されるが、その全てが申請される記録物やコレクションに関連するものとは限らず、1つだけ、又は複数の基準が適用されたり、基準が相互に関連している場合がある。記録物の重要性を正当化するために全ての基準に適用させる証拠をそろえる必要もない。実際、ある記録物が、一義的基準におけるただ一点においてのみ非常に重要であり、それが相対的基準を考慮することで明確になる場合もある。基準は、記録物やコレクションがどのように、なぜ重要なのかを説明するためのものである。これらの基準

は、対象となる記録物やコレクションの種別によって、異なる意義を持つものである。

以下の基準が、評価の過程で全ての申請に対し適用される。

1. **評価は比較評価、及び相対評価である。** 文化的重要性の絶対的な尺度はない。登録にあたっての選考は、選考基準や本「一般指針」の全体的な趣旨に照らし、また過去に登録された記録物、却下された記録物との関連において、当該記録遺産自体の真価を評価した結果、決定される。

2. **真正性と完全性。** この基準は、当該記録遺産が見た目どおりであるかどうかを見るものである。「真正性」とは、本物であり、それそのものであり、偽物でないこと示す質であり、そのオリジナルの状態を損なっていないことである。その記録そのものであることや出所は信頼できる形で成立しているか？複製や模造、偽造や偽記録物、偽の情報が、全くの善意で、本物と見なされていることもある。

また、一件の記録物としての「完全性」とは、全体的でありかつ完全であるという質を指す。記録遺産の一部が別の場所に保管されていて申請から漏れていることはないか？全てが同じ年代のもので、失われた部分が新しく複製物で置き換えられていないか？当該記録物はオリジナルか？もしオリジナルでないなら、最も古い写本として知られるものか？当該記録遺産の何パーセント程度がオリジナルの状況のまま残存しているか？

これは、対象となる記録物の性質によっては複雑な問題となりうる。視聴覚媒体や電子ファイル、及び手書き原稿など、記録物によっては、年代や完全性、保存状態が同様であったり異なったりする中で、様々な異本・バージョンが存在する場合がある。

F. 地域的重要性：一義的基準

MOWCAPは、記録遺産が以下の3つの基準のうち一つ以上に合致した場合、地域的重要性を持ち合わせた記録遺産であると考え。申請者はこれらの基準のうち一つ以上に該当する旨、説明すること。一件の申請に対して必ずしも全ての基準を適用させる必要はない。関連するもののみを選択すること。

歴史的重要性。 当該記録遺産は、アジア・太平洋地域全体、あるいは中央・南・東南・東アジアやメラネシア、ミクロネシア、ポリネシア、オーストラレイジアのような〔それぞれの〕準地域内の歴史に関連して、何を伝えるものか。例えば、以下に関するものか。

- ・ 政治的あるいは経済的発展、又は社会的あるいは精神的運動
- ・ アジア太平洋地域史における著名な人物
- ・ 世界を変えた重要な出来事
- ・ 時代、出来事、人に関連する特定の場所
- ・ 唯一の現象
- ・ 特筆すべき伝統的慣習
- ・ 国家間、コミュニティ間に展開した関係性
- ・ 生活様式や文化様式の変化
- ・ 歴史における転換点、あるいは極めて重要な発明
- ・ 芸術、文学、科学、技術、スポーツ、その他生活や文化に関する卓越した事例

形式やスタイルにおける重要性。 重要性は時に当該記録遺産の物理的特徴に由来する。

例えば、ある記録物が手書きの原稿やタイプ打ちの紙媒体の記録という点では特別なものではなくとも、注目に値するような様式的質の高さや〔特定の〕人物とのかかわりを持っている場合がある。記録遺産における他の形式では、革新的な質、芸術性の高さ、又は注目すべき特質を示す場合がある。例えば、以下のようなものである。

- ・当該記録遺産が、同種のタイプのものでは特に優れた例
- ・審美的、あるいは職人技術において顕著な質を持ちあわせたもの
- ・新規の、また通常みられない媒体
- ・現在では使用されなくなったり別の媒体に取って代わられたりした記録物の形式の例

社会的、コミュニティ的、あるいは精神的的重要性。 特定の既存コミュニティに付随する記録遺産が、明らかに重要である場合もある。

例えば、ある共同体（あるいはその共同体の特定の部分、氏族、部族、家族等）が、愛すべき（あるいは恐れられたり嫌われたりした）祖先、精神的指導者、聖人、預言者、指導者の遺産や、特定の事件、出来事、場所に強く関連している場合がある。多くの場合、口伝えまたは文字に書かれた記録や物語は、コミュニティにおける歴史の証人であり、道徳的な教訓や伝統を体現していると見なされる。したがって、コミュニティは、このような記録遺産を保存し、何世代にもわたって受け継ぐ特別な義務があると考えられるかもしれない。申請書には、申請された資料が何を表しているか、また、このような精神的つながりがどのように表現されているかにかかる情報を記載する必要がある。先住民族や少数民族、社会的に疎外された集団からの申請を奨励・促進するため、特別な配慮がなされるべきである。

G. 地域的重要性：相対的基準

MOWCAPは記録遺産そのものが持つ特性について、更なる情報を必要とする。

唯一性、あるいは希少性：記録物又はコレクションは、独自のもの（その種のもので作成された唯一のもの）あるいは希少なもの（多数製作された中の現存する数少ないもの）か？この質は一定の詳細さが必要となるだろう。コレクションや原稿、その他の記録物は、希少なものであったとしても必ずしも独自のものであるとは限らない。他にも同一ではないが似たようなコレクションや記録物があるかもしれない。

比較分析：申請者は、国際、地域、国内いずれの「世界の記憶」登録簿に登録されているかどうかに関わらず、それぞれのレベルで申請する案件と類似の事例を探し、またそれらとの比較を試みる責任がある。

この比較分析は、申請する記録物やコレクションと他の記録物との類似点と相違点を概説し、また（該当する場合は）国内的、地域的、さらには国際的な文脈における重要性を説明しながら、申請する記録物やコレクションが際立ったものである理由を示す必要がある。

H. ジェンダー

ジェンダー平等は、ユネスコの2つの世界的な優先事項のうちの1つである。申請する記録遺産に、もしジェンダーに関連するなんらかの特別な側面があれば、それを詳しく記述し、申請する記録遺産が、アジア太平洋地域における女性や少女の人生について何を伝えているか、また、この地域の女性や少女あるいはジェンダー平等にどのような影響があったかを説明するこ

と。なお、アジア太平洋地域における「世界の記憶」のジェンダー平等にかかる基準調査の詳細については、以下を参照のこと。

<https://bangkok.unesco.org/content/gender-equality-baseline-study-memory-world-asia-pacific>

これまでの登録の好事例としては、女性によって創られた記録遺産（1997年に国際登録簿に登録された「1893年の女性参政権に関する請願書」や、2022年にMOWCAP登録簿に登録された韓国の「内房歌辞」）や、女性や少女の生活の改善を証明する文書（2022年にMOWCAP登録簿に登録された中国の「初期大生紡績工場アーカイブズ」）や、女性や少女の貢献を承認する文書（2022年にMOWCAP登録簿に登録された韓国の「泰安半島重油流出」）等が含まれる。

I. 重要性の説明

申請者は、申請書に重要性の記述を含めなければならない。これは一義的及び相対的基準、及び真正性と完全性の分析の下に、要点を概略するものである。なお、関連があれば、ジェンダーにかかる知見を含めること。

以下のことを説明すること。

- ・なぜこの記録遺産が世界の記憶にとって重要であり、その損失が人類の遺産の貧困を招くことになるのか。
- ・国家や地域の境界を越えた生活や文化に対し、正であれ負であれ、どのような影響を与えているか／与えたか。

J. 保護と管理

あらゆる登録制度における、あらゆる記録遺産の登録にかかる決定は、主にその重要性の評価に基づいており、申請の時点における〔管理される〕場所や管理〔の状況〕の評価には基づかない。しかし、申請者は、申請する記録遺産の保護と管理について、以下のような情報の提供が重要である。

状態：記録物の状態は、それ自体が重要性を証明するものではない場合があるが、登録の適正には関わる。劣化が相当程度進んでいる記録物は、その内容や特性が、修復できない状態まで損なわれている場合、登録にはふさわしくない場合がある。逆に、記録物の状態はよくても、保存環境が悪かったり安全性の低い状態で管理されていたりすると、リスクがある場合がある。当該記録物やコレクションの性質によっては、申請書に現在のリスクにかかる認識や修復の必要性の詳細を十分に記載する必要がある。登録された場合は、現在の状況や保管にあたっての安全性をモニタリングする基準が示されることとなる。

脅威：存在の危機にあるか？（すでに〔セキュリティ対策が〕導入されている場合でも、安全な状態を維持するには警戒が必要である）。

管理計画：記録遺産の重要性に基づいた計画があり、その保存と利用のための適切な戦略があるか。

K. 申請書の提出の形式

MOWCAPウェブサイトから入手可能な申請様式に示されている、それぞれの説明は、本「登録プロセス」

の一部を構成するものである。

1. 記録遺産は、公立機関の所有であっても、民間の所有であってもよい。
2. MOWCAP地域登録への申請は、政府やNGOを含むいかなる個人または組織でも行うことができる。
申請は、関連する国内委員会を通じて、または（ユネスコ加盟国を代表である）関連する国内委員会からのサポートレターを添えて、MOWCAP事務総長に提出しなければならない。国内委員会がない場合は、ユネスコとの関係を担当する関連政府機関、また存在する場合は関連する「世界の記憶」ナショナル・コミッティからのサポートレターを添えるものとする。

これは、「世界の記憶」の国際登録及び地域登録の双方の全ての申請に対する新たな要件であることに留意すること。レター等の発行のための十分な時間を確保するため、申請者は、出来るだけ早期に関連する国内委員会（あるいは同等の〔機関〕）に連絡することが推奨される。もし自国におけるこのような機関の連絡先が不明である場合には、事務局長に連絡すること（mowcapinfo@gmail.com）。

3. 実務上の理由から、申請は2年に一度のサイクルにおいて1か国あたり3件までに制限する。3件以上の申請があった際は、関連する「世界の記憶」ナショナル・コミッティ又はユネスコ国内委員会、ユネスコ国内委員会がない場合は、ユネスコとの連携を担当する関連政府機関に対して、3件に絞ることと、〔その3件を〕選択した理由を求めることとなる。
4. コレクションや〔記録の〕集合体が所有者／管理者の間で分かれているために、異なる加盟国間で2団体又はそれ以上の申請者による共同申請が行われる場合がある。そのような申請では、〔1国あたりで申請できる〕案件の数や、申請に加わる共同申請者の数に制限はない。アジア太平洋地域以外の申請者でも、アジア太平洋地域の1か国以上〔に所在する〕申請者との共同により、申請に参加することができる。
共同申請の場合、**申請は、申請者〔の国〕の（ユネスコ加盟国の代表である）ユネスコ国内委員会からの署名入りのサポートレターを添えて、MOWCAP事務局長に提出しなければならない。**ユネスコ国内委員会がない場合は、ユネスコとの連携を担当する関連政府機関、また存在する場合は関連する「世界の記憶」ナショナル・コミッティからのサポートレターを添えるものとする。
5. 申請者が所有者／管理者でない場合、所有者／管理者が申請について同意している必要がある。所有者／管理者が同意を保留している場合は、申請者はその理由を説明しなければならない。
6. 申請できる記録遺産の種類については、具体的な制限がある場合がある。これについては、「D. 受領可能性審査」に詳細がある。
7. 申請された図書又はアーカイブズ・コレクション、記録群は、明確な開始日と終了日のある、完結したものでなければならない。それらがあいまいに記載されていたり、完結していない申請案件は受け付けない。〔受領可能な申請の〕典型的な事例としては、保存箱や保管場所に関する番号、記録物の分量や内容に関するデータベースによって特定される、記録群又は目録化されたコレクションである。目録や登録された内容の記述が膨大である場合は、例となる目録の項目、受入・登録番号又はその他の詳細を付録として付したものを提出すること。
8. 記録遺産が、複数の複製物〔写本〕や類似の異本〔バージョン〕の形で存在する場合は、特定の複製物〔写本〕等を申請するのではなく、「作品〔work〕」として申請すること。特定の状況においては、当該複製物を既存の登録に追加する形で申請を行う場合もあり得る（本件の詳細は後述の「O. MOWCAP登録簿に既に登録された記録物への追加」の項目を参照のこと）。
9. 簡潔であること。申請書の内容は包括的であるべきだが、必要以上に長くすべきではない。申請書類

は量ではなく、質において評価される。長さについての決まりはないが、通常は長くともA4サイズ20ページ程度で十分である。

10. 必要な場合は、写真、リスト、画像若しくは電子ファイルなどを、附録資料として付けてもよい。これらは、RSCやMOWCAPの評価において非常に役立つものである。大きなファイルは、申請者にとってもMOWCAP事務局長にとっても取り扱いが難しいため、申請時に提出する電子ファイルは適度なサイズにとどめること。申請〔資料〕の一部として動画ファイルや非常に容量の大きいファイルを提出する場合は、事前にMOWCAP事務局長に連絡すること (mowcapnominations@gmail.com)。
11. 客観性。全ての申請は、その長所を生かして申請される。申請は、事実に基づき、公平かつ客観的な言葉で記載すること。大げさな主張や証明できない主張、若しくは誰かの名誉を傷つけるような表現、政治的宣伝又は極論的な言葉遣いは非生産的であり、評価を困難にする。他の歴史的出来事との類似性を示すなど、解釈を加えるようなことも、有益ではない。このような申請は、修正にかかるRSCの助言に基づきMOWCAP事務局長によって、申請者に差し戻されることがある。申請者は、中立かつ客観的な立場で言葉遣いには慎重にすること。
12. アクセス容易性。申請者は、〔保管されている〕現地やインターネット上など、現実的に可能な形で、記録遺産を一般にアクセスしやすくすることが推奨される。これは登録にあたっての前提条件ではないが、アクセスの提供は「世界の記憶」事業の目的であり、評価の過程において明らかに役立つものである。
13. 法的な事柄。申請書のMOWCAPウェブサイトへの掲載又は登録簿への登録は、MOWCAPやユネスコ事務局に対しいかなる法的義務又は財務的義務を負わせるものではない。所有権、管理権又は資料の使用についても、正式には何ら影響を与えない。また、所有者、管理者又は政府に対し、いかなる制限や責任をも課すものではない。同様に、ユネスコやMOWCAPに対しても、資料の保存、管理、アクセスの提供に必要なリソースを提供する責任を課すものではない。しかしながら、申請は、登録された記録遺産の所有者／管理者が、その保存やアクセスの提供を実行する責任があることを意味している。
14. MOWCAPが申請を受理した場合、MOWCAP及びユネスコのウェブサイトに、画像や映像を含む申請を公開することを許可したものとみなされる。また、別途宣言がない限り、申請が登録された場合、MOWCAP及びユネスコが広報のために画像や映像を公開・使用する権利を付与したものとみなされる。

[以上]